

3-9 日本森林学会ウェブサイト編集要領

(ウェブサイトの目的)

1. 日本森林学会は、ウェブサイト、日本森林学会の発行する日誌、JFR、森林科学を補完する第四の情報媒体として位置づけ、インターネットのもつ広報性・速報性・即応性・閲覧性等の特徴を活かし、森林・林業に関する学術情報や学会の活動情報等を、魅力あるわかりやすい画面で、会員のみならず一般の技術者、教育者、市民に向けて広く発信し、以って森林科学の発展に資することを目的として編集する。

(編集方針)

2. ウェブサイトは、以下の機能を果たすべく編集する。
 - (1) 日本森林学会の活動ならびに学会刊行物に関する広報
 - (2) 森林・林業に関する学術情報の社会への提供
 - (3) 学会刊行物等の文献・研究情報の閲覧(外部データベースへのリンクを含む)
 - (4) 学会運営や学術大会の開催等に関する情報の会員への提供
 - (5) 学会事務のインターネットによる一部支援
3. ウェブサイトの更新および保守に関する実務の一部は、必要に応じて外部業者に委託することができる。
4. 広報担当主事はウェブサイトの内容すべてのバックアップコピーを定期的に作成し、学会事務局で保管する。
5. ウェブサイトを通じた問い合わせ等については、学会事

務局が窓口となって対応する。

(掲載手順)

6. 役員以外の会員及び外部機関の者は学会事務局に掲載すべき情報の原稿を送付し、学会事務局は広報委員会に原稿を回送する。役員は広報委員会に原稿を直接送付する。広報委員会による校閲、編集、掲載適否の判断を経て、広報担当主事は原稿の掲載作業を行う。

(掲載基準)

10. 掲載する情報は、2.に記す編集方針及び日本森林学会定款第3条の目的に合致した内容のものであること。情報の掲載適否については広報委員会が判断する。

(掲載情報の取扱い)

11. ウェブサイトに掲載された個々の情報およびウェブサイト全体の著作権は学会に帰属する。

(要領の変更)

12. 本要領の変更は、広報委員会が理事会の承認を得て行う。

2006年12月4日制定

2011年6月15日改定

2016年5月22日改定

2017年4月18日改定(「ウェブサイト編集委員会内規」から改称)